

国公青年の初任給改善を求める要求署名

2002年、2003年の人事院勧告による2年連続の本俸引き下げと「調整」による不利益遡及、2004年の寒冷地手当の引き下げなどで、青年の生活実態は深刻さを増しています。

とりわけ、国公初任給周辺の賃金は著しく低く抑えられており、国家公務員初任給は行（一）で高卒138,800円、大卒170,700円に留まっているのに対し、厚生労働省の発表した「平成16年賃金構造基本統計調査」（2004年11月25日）では、全産業の初任給の平均が、高卒で152,600円、大卒で195,000円となっています。高卒で13,800円、大卒で24,300円の格差は見逃すことができません。

2年連続の本俸改定では、「配分」といえば民間よりも低く抑えられている公務賃金の最低基準と

もいえる国公初任給すら簡単に引き下げられる現行の制度の欠陥が明らかになりました。ここに全国の国公青年労働者の怒りが集中しており、国公青年の早急な賃金改善が求められています。

公務員賃金の影響は、公務員賃金に準拠する企業や地方自治体の労働者750万人に加え、年金生活者や生活保護者などにも波及しています。人事院勧告が日本経済に影響を与え、最低限の生活を脅かしている状況から、私たちの賃上げ要求は正当性のあるものと確信しています。

貴職が、人事行政機関としての役割を果たし、私たちの要求を真摯に受け止め、賃金をはじめとした労働条件の改善を早急に実現されるよう、強く要求します。

要求事項

- 国公初任給を高卒（行（一）1-3）155,000円、大卒（行（一）2-2）185,000円に引き上げること。
- 青年が自立でき、結婚してもまとともに暮らせるよう、「標準生計費」算定方法の抜本的見直しと初任給をはじめとした若年層の大幅な賃金改善を行うこと。
- 賃金引下げをともなう給与制度の「見直し」を行なわないこと。

氏名	住所

国公青年の初任給改善を求める要求署名

2002年、2003年の人事院勧告による2年連続の本俸引き下げと「調整」による不利益遡及、2004年の寒冷地手当の引き下げなどで、青年の生活実態は深刻さを増しています。

とりわけ、国公初任給周辺の賃金は著しく低く抑えられており、国家公務員初任給は行（一）で高卒138,800円、大卒170,700円に留まっているのに対し、厚生労働省の発表した「平成16年賃金構造基本統計調査」（2004年11月25日）では、全産業の初任給の平均が、高卒で152,600円、大卒で195,000円となっています。高卒で13,800円、大卒で24,300円の格差は見逃すことができません。

2年連続の本俸改定では、「配分」といえば民間よりも低く抑えられている公務賃金の最低基準と

もいえる国公初任給すら簡単に引き下げられる現行の制度の欠陥が明らかになりました。ここに全国の国公青年労働者の怒りが集中しており、国公青年の早急な賃金改善が求められています。

公務員賃金の影響は、公務員賃金に準拠する企業や地方自治体の労働者750万人に加え、年金生活者や生活保護者などにも波及しています。人事院勧告が日本経済に影響を与え、最低限の生活を脅かしている状況から、私たちの賃上げ要求は正当性のあるものと確信しています。

貴職が、人事行政機関としての役割を果たし、私たちの要求を真摯に受け止め、賃金をはじめとした労働条件の改善を早急に実現されるよう、強く要求します。

要求事項

- 国公初任給を高卒（行（一）1-3）155,000円、大卒（行（一）2-2）185,000円に引き上げること。
- 青年が自立でき、結婚してもまとともに暮らせるよう、「標準生計費」算定方法の抜本的見直しと初任給をはじめとした若年層の大幅な賃金改善を行うこと。
- 賃金引下げをともなう給与制度の「見直し」を行なわないこと。

氏名	住所